# 第1章 環境にやさしいまちをつくる



# 第1項 環境基本条例と環境基本計画

### 1 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会

(1) 環境基本条例(平成18年6月練馬区条例第58号)

練馬区では、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」(以下「環境基本条例」といいます。)を公布し、同年8月1日に施行しました。

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区、事業者および 区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として 定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的 としています。

本条例では、環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策について規定しました。さらに、本条例に基づき、練馬区環境審議会などを設置しました。

区は、この環境基本条例に基づき、環境保全施策を事業者および区民と連携協力しながら進めています。

#### (2) 環境基本条例の概要

#### ア 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を 築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることの3項目を基本 理念としています。

#### イ 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に 連携・協力するよう努めることを定めています。

#### ウ 計画および施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画(環境基本計画)の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して、環境に配慮することを定めています。

#### エ 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習および環境保全への意識啓発の推進に努めていきます。 また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないよう、必要に応じて 区民や事業者に措置を要請することができることを定めています。

#### オ 調査、研究など

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を 作成するなどして、その結果を公表することを定めています。また、環境に関する 情報を区民や事業者に提供することを定めています。

#### カ 練馬区環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の附属機関として「練馬区環境審議会」を設置することや、その基本的事項を定めています。

#### (3) 練馬区環境審議会

環境基本条例第 22 条の規定に基づき、「区の環境の保全に関して基本的事項を調査 審議するための組織」として、平成 18 年 12 月に練馬区環境審議会を設置しました。

環境審議会は、区長の諮問に応じて、環境基本計画に関することおよび区の環境の保全に関する基本的事項について調査審議します。委員の任期は2年で、公募区民5名、区民団体推薦4名、事業者団体推薦4名、学識経験者2名、教育関係者2名、関係行政機関職員1名の計18名の委員で構成されています。

平成27年度は2回の審議会を開催し、主に「練馬区環境基本計画2011(後期計画)の策定方針」について審議しました。

#### 2 環境都市練馬区宣言(平成18年8月)(巻頭に記載)

「環境都市練馬区宣言」は、環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにする都市宣言です。これは、環境基本条例を後押しし、区民、事業者および区の環境保全の取組を推進し、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいく一つの契機とするための宣言です。

練馬区では、過去、3つの都市宣言(①非核都市練馬区宣言(昭和58年10月3日)、②交通安全都市練馬区宣言(平成10年12月15日)、③健康都市練馬区宣言(平成13年10月8日)を行っています。環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区4番目の都市宣言です。

境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありません。しかし、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点に、大きな意味があります。

また、宣誓文は、区民による懇談会が原案を作成しました。その原案を基に区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会の議決を経て決定しました。

## 3 練馬区環境基本計画 2011 (平成 22 年 12 月策定)

(1) 計画の基本的事項

#### ア 策定の背景

区は、平成5年度に最初の「練馬区環境基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定し、この計画を基本に区の環境保全に関する施策を展開してきました。その後、平成21年度に「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画(平成22年度~26年度)」が策定されました。これにより、新たな環境行政の方向が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等さまざまな対応が求められるようになりました。

これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の動向を踏まえ、新たな基本計画の策定を、平成21年9月から始めました。計画素案を平成22年8月にまとめ、それに対するパブリックコメントおよび練馬区環境審議会に諮問することで、計画案としてまとめ、同年12月に策定しました。

#### イ 計画期間

基本構想の目標年次を踏まえ、平成23年度からおおむね10年後の平成30年代初頭までとしています。このうち平成28年度までを前期計画と位置づけ、基本施策や事業の目標を設定しています。前期計画期間終了時に、施策環境指標および事業の見直しを行い、後期計画を策定することとしています。

#### (2) 計画体系と進捗管理

#### ア 計画の体系

基本計画では、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」を練馬区の「望ましい環境像」として定め、環境面からのまちづくりの推進を図ります。

望ましい環境像の実現に向け、3つの基本目標を設定し、その達成のために8つの基本施策を定めました。この基本施策のもとに、23 の施策と80の主な事業を位置づけ、全体を体系化しました。また、8つの重点事業を、基本目標を達成するために特に重点的に取り組むべき事業として位置づけました。

望ましい環境像 ともに築く 循環・共生のまち ねりま					
基本目標	基本施策	施策	重点事業		
みどり豊 かなまち をつくる	ふるさとのみ どりと水を創 出する	民有のみどりの創出 みどりと水の拠点整備と機能の維持 都市農業の振興と都市農地の保全 公共施設の緑化整備	みどりの街並みづく りへの助成 農とのふれあいの推進		
	みどりを愛し 育む活動を広 げる	みどりを守り育てる仕組みづくり 身近なみどりを広げる活動への支援	みどりのリサイクル の推進		
	まちなみを守 り育てる	まちづくり環境配慮制度の活用 調和のとれた都市景観の形成 まち美化活動への支援	地域の特色を活かし た景観まちづくりの 推進		
環境に配 慮 したつ る	地球温暖化対策を強化する	地球温暖化対策やヒートアイランド対策の推進 区民・事業者の環境配慮活動への支援 区の環境配慮行動の率先実行			
	循環型社会を 構築する	ごみの発生抑制と意識啓発の推進 リサイクルの推進 ごみの適正処理の推進	練馬区資源循環センターを活用した3Rの 推進		
	安全で暮らしや すい地域環境を つくる	良好な交通環境の整備 安全な生活環境づくりの推進 環境にやさしい住まいづくりの促進 環境に配慮した経済活動への支援			

基本目標	基本施策	施策	重点事業
	環境学習・環境	環境情報の効果的な提供	新たな地球温暖化防
学びと行	教育を促進する	環境学習・環境教育のための機会づ	止啓発事業の実施
動の環を	教育を促進する	< 9	상표를 따라 되죠 #
あり集を	協働による取組を広げる	環境保全活動・環境教育を担う人材	練馬区地球温暖化対
14() 0		の育成	策地域協議会への支
	(A)	協働による取組の促進	援

#### イ 進捗管理

本計画の進捗状況の点検は、区の環境の状況や環境保全施策の実施状況を示す代表的な指標である「環境指標」を用いて行うこととしています。

各環境指標は、本計画の基本施策ごとに設定し、基本施策の進捗や成果を測る ため、前期計画期間において達成をめざす目標としました。

#### ウ 前期計画期間の取組結果

平成 27 年度は、16 の環境指標について、成果の点検を実施したところ、以下の結果となりました。

#### 環境指標の状況等に関する調査結果

- A 目標値どおりまたは目標値以上の実績をあげている 8 指標
- B ほぼ目標値どおり(目標値の概ね8割以上)の実績をあげている 6 指標
- C 事業を実施しているが、目標値の8割に満たない 2 指標
- D 事業を全くしていない O 指標
- E 評価計算ができない O 指標

基本施策	環境指標	平成 27 年度実績	評価	平成 27 年度目標
ふるさと のみどり と水を創 出する	市民緑地(憩いの森・ 街かどの森) の年間 新規開設面積	594 m²	С	2,300 ㎡ (憩いの森 1 か所 1,500 ㎡ 街かどの森 800 ㎡)
	河川の生物化学的 酸素要求量 (BOD) の 環境基準値達成率	100%	A	100%
	農業体験農園の施設整 備数	17 園	В	18 園
みどりを 愛し育む 活動を広 げる	練馬みどりの葉っぴい 基金の積立額(累計)	18 億 2, 454 万円		設定なし
	地域住民による 公園等の管理か所数	52 か所	В	60 か所
まちなみ を守り育 てる	環境影響評価手続にお ける区民周知の実施度 合い	関係書類の 縦覧、閲覧を実施	_	設定なし

基本施策	環境指標	平成 27 年度実績	評価	平成 27 年度目標
まちなみ を守り育 てる	景観まちづくりを 進めている地区数	2 地区	А	2地区
	環境美化推進地区 および環境美化活動 団体の登録世帯数	111,890 世帯	В	122, 030 世帯
	練馬区から排出され	227万3千t		216万4千t
	る温室効果ガスの年	(平成25年度の排出係数により算出)		
	間総排出量(002換算)	178万5千t	В	176万4千t
地球温暖	(実績値は25年度のもの)	(平成 12	年度の排	出係数により算出
化対策を強化する	住宅・事業所の地球温 暖化対策設備設置補 助件数(累計)	住宅補助 5, 287 件 うち事業所補助 46 件	A	住宅補助 5, 269 件 うち事業所補助 43 件
	区の事務事業に伴う	43, 321t	Α	43, 928 t
	温室効果ガスの年間 排出量 (O) <sub>2</sub> 換算)		 年度の排	
		(1)3221	1/2***	ТЩ///3/(СОС / 3-ГЩ/
<b>征型刑</b> 払	区民一人1日当たり のごみの排出量	500.4g/人日	A	509g/人日
循環型社 会を構築	集団回収登録団体数	571 団体	В	581 団体
云を構築する	可燃ごみの中に資源物、可燃ごみ以外のものが混入している割合	19.8%	A	20%
安全で存む地域をつる	区内の都市計画道路 の完成率	50.3%	В	50%
	みどりバスの乗車人 数 (1 便あたり平均)	21.5人	_	設定なし
	二酸化窒素が環境基 準に適合している測 定か所数(割合)	13 か所(100%)	A	13か所(100%)
環境学習・ 環境教育 を促進する	環境作文コンクール への作文応募数	864 作品	С	1,100作品
協働によ る取組を 広げる	ねりまエコ・アドバイザ ーが関わった環境保 全・環境教育関係事業の 年間実施数	1, 150 件	A	800 件